

フランス

< 主なヒアリング先：テロ及び犯罪被害者補償基金 >

【モデルケース1】

ケース1	死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

被害者の年収€52,885 - 被害者の通常消費支出（20% , €10,577.60）

= 残された家族に補償されるべき額は €42,307.40 / 年 となる

うち配偶者分は 60% = €25,384.44 / 年

× 換算係数（将来価値の現在価値への換算係数（被害者が平均寿命まで生きるはずだったとした場合の余命年数値））20.339

= €516,294.72 - 調整される社会保障給付（死亡保険 €8,838）

= 配偶者に支払われる被害者補償金： €507,456.72（A）

うち子ども分は各 20% , €8,461.48 / 年 × 換算係数（25歳 = 経済的独立の平均年齢までの年数を換算した係数）

未成年の子どもの場合は、未成年の子ども用の口座に支払われる。

○ 11歳の換算係数 11.048 × €8,461.48 = €93,482.43（B）

○ 9歳の換算係数 12.260 × €8,461.48 = €103,737.74（C）

葬儀費用 = 通常€5,000 ~ 10,000

精神的苦痛に対する補償 = €20,000 ~ 25,000

総額 €704,676.89（（A）+（B）+（C））+ , 支給額

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（被害者補償との調整の対象となるのは のみ）

社会保険（死亡）= €8,838.00

家族手当（20歳未満の子ども2人の世帯に月額で、€125.78 + 手当加算金€35.38）= €161.16 / 月 €1,933.92 / 年

家族支援手当（一人親の家族を支援することを目的とし、子ども一人あたり月額€88.44 支給）= €176.88 / 月 €2,122.56 / 年

新学年手当（6歳から18歳までの子どもを対象に新学年前（8月頃）に支給）= €585.63 / 年

住宅手当（住宅手当の支給額は、扶養家族数、居住地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得に応じて算出される。当該ケースの場合、38歳の未収入の親が一人で未成年の子ども2人を扶養し€600の家具なしのアパートを賃貸していると仮定した場合、住宅手当はおよそ€420となる。）

= €420 / 月 (€5,040 / 年)

社会扶助制度による積極的連帯所得手当（受給者の最低限の生活手段を保障するもの。直近3カ月の世帯所得に対する所得制限がある。）

= €701.89 / 月 €8,422.68 / 年

その他の給付総額（最初の年） €26,942.79 / 年

3 残された遺族3人に支給される総額は、およそ

= €704,676.89 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

ケース2	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者補償では、経済的損失以外の損失（身体的・精神的苦痛 エステティック上の損害 生活の質（娯楽・性的能力・家族形成）への損害）と経済的損失（障害程度が固定するまでの社会保障でカバーされない医療費、就労不能の間の給料 障害程度が固定した後の働けなくなることによる将来の逸失利益）に対する補償がなされる。

身体的・精神的苦痛（7段階） €1,500 ~ 35,000 以上

エステティック上の損害 €1,500 ~ 35,000 以上

生活の質への損害 個別ケースに応じて補償

医療保険の対象となっていない医療費

被害発生日から症状固定日までの給料（今回のケースでは1年分）

= €52,885 - 失業補償費 €17,676 = €35,208

障害が固定した後の働けなくなることによる将来の逸失利益（一時金でも年金でも可）

損害額 €52,885 / 年

- 障害年金（€1,473 / 月 × 12 = €17,676 / 年）= €35,208

× 換算係数 20.339（65歳の定年まで支払われるとして、利子や退職後に受け取る年金も考慮される）

= €716,095.51（一時金の場合）

被害者補償の総額 €821,303.51

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（被害者補償との調整の対象となるのはのみ）

障害保険（障害年金）= €1,473 / 月 €17,676 / 年

(介護者支援 = €1,060 / 月 €12,720 / 年)

疾病保険 (医療保険) = 障害者については 100% 負担される。

障害者追加手当 = €4,656.69 / 年

家族手当 (20 歳未満の子ども 2 人の世帯に月額で、€125.78 + 手当加算金€35.38)

= €161.16 / 月 €1,933.92 / 年

家族支援手当 (一人親の家族を支援することを目的とし、子ども一人あたり月額€88.44 支給)

= €176.88 / 月 €2,122.56 / 年

新学年手当 (6 歳から 18 歳までの子どもを対象に新学年前 (8 月頃) に支給)

= €585.63 / 年

住宅手当 (住宅手当の支給額は、扶養家族数、居住地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得に応じて算出される。当該ケースの場合、38 歳の未収入の親が一人で未成年の子ども 2 人を扶養し€600 の家具なしのアパートを賃貸していると仮定した場合、住宅手当はおよそ€420 となる。)

= €420 / 月 €5,040 / 年

社会扶助制度による成人障害者収入補填 (60 歳未満の障害者で障害者年金の受給者で独立した住居に住んでいる場合、当該収入補填の申請時から 1 年以上収入がないことを条件に、世帯収入補填として月額€179.31 を支給)

= €179.31 / 月 €2,151.72 / 年

社会扶助制度による積極的連帯所得手当 (受給者の最低限の生活手段を保障するもの。直近 3 カ月の世帯所得に対する所得制限がある。)

= €701.89 / 月 €8,422.68 / 年

その他の給付総額 (障害が固定した後の最初の年) €42,589.2

3 被害者世帯に支給される総額は、およそ

= €821,303.51 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

ケース3	(重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
モデルB	年齢: 25歳 性別: 女性 職業: 会社員 年収: 24,038ユーロ(250万円) 家族構成: 独身・両親と別居 : 父(50歳) : 母(48歳)

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 強姦(性的暴行)の場合、被害の重大性による定額給付(€25,000~30,000)による補償(この場合医師の診断は不要)の方法と、または、医師の診断に基づき損害ごとに補償を算出する方法があり、被害者が選択できる。
- 定額給付の場合 €25,000~30,000

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

疾病保険(医療保険) = 会社員の場合 30%が自己負担となる。

心理カウンセリングの法定料金、1診療につき€37(担当医の推薦状による場合は€41)のうち70%に相当する€25.9(€28.7)が国の負担となる。

社会保険制度による休職による給与補填(医師の診断により、例えば6か月未満の休職をした場合 = 日額€33.38)

3 被害者に支給される総額は、

(定額給付の場合) €25,000~30,000 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース4】

ケース4	(夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者)

1 犯罪被害者等を対象とした保障制度等

- 被害者は専業主婦であったため経済的損失の補償はなし。(夫が働けなくなった理由は罪を犯したためであり、被害によるものではない。母親が働いていた場合はケース1と同じである。)
- 精神的苦痛に対する補償 子ども一人につき = €30,000
後見人が管理する。

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

家族支援手当(子どもを受け入れた家族に対して子ども一人当たり月額
€117.92 が支給) 子ども2人で€235.84 / 月 = €2,830.08 / 年
新学年手当(6歳から18歳までの子どもを対象に新学年前(8月頃)に
支給) = €601.32 / 年

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額は、

= €60,000 (+ 該当する場合に家族支援手当及び新学年手当)